

埼玉県訓令第四号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条第五項」を「第二条第五項」に改め、同条第二項中「次条第四項」を「第二条第四項」に改め、同条第三項中「同じ。」は、「」の下に「次条第五項に規定する職員を除く」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（勤務時間の弾力的な割振り等）

第一条の二 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三一―一八。第五項において「規則」という。）第一条の三に規定する職員は、総務部長が別に定める職員とする。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「条例」という。）第三条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係るものに限る。）は、職員の申告を考慮し所属長が定める。

3 前条第一項の規定にかかわらず、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りは、職員の申告を考慮し所属長が定める。

4 前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により始業の時刻を午後一時以後又は終業の時刻を午後零時以前に定められた職員の休憩時間は、業務の実情に応じ所属長が定める。

5 所属長は、第三項の規定により勤務時間の割振りを定められた職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、休憩時間を定める日の勤務時間の割振りが規則第一条の四第一項第二号又は第二項第二号本文に規定する基準に適合し、かつ、同日の勤務時間が八時間を超えない場合に限り、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振り及び同条第一項ただし書の規定により設ける週休日（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係るものに限る。）は、この項本文の規定により定める勤務時間の割振り及び週休日に加えて、当該再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の申告を考慮して定めるものとする。

第二条第四項中「当該職員」を「当該育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）」を「条例」に改める。

第三条中「第一条」の下に「又は第一条の二」を加え、「同条」を「第一条又は第一条の二」に改める。

別表職員健康支援課の項及び食品安全課の項中「1週間につき38時間45分」を「1日につき7時間45分」に改め、同表産業支援課の項中「産業支援課」を「先産業課」に改め、同表勤労者福祉課の項を次のように改める。

勤労者福祉課	労働相談の業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間につき38時間45分	上に同じ。	日曜日及び1週間について1日とし、業務の実情に応じ所属長が定める日	上に同じ。
--------	----------------	------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------	-------

別表東京事務所の項中「1週間につき38時間45分」を「1日につき7時間45分」に改め、同表地域振興センターの項の次に次のように加える。

県営競技事務所	上に同じ。	4週間を平均して1週間につき38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分、7時間45分を超える場合
---------	-------	-----------------------	-------	------------------------------	--------------------------------------

					は2時間以内とし、その制限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
--	--	--	--	--	---------------------------------

別表県税事務所の項を次のように改める。

県税事務所	上に同じ。	1日につき7時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その制限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
-------	-------	-----------------------------------------------------	-------	----------	--------------------------------------------------

別表防災航空センターの項中「全職員」を「運航責任者及び防災航空隊の業務に従事する職員」に改め、同表高等看護学院の項及び食肉衛生検査センターの項中「1週間につき38時間45分」や「1日につき7時間45分」を「1週間につき38時間45分」及び「1週間につき38時間45分」の項を次のように改める。

産業技術総合センター	会議室及び多目的ホールの利用に関する業務に従事する職員	1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
------------	-----------------------------	-------------------------------------------------------	-------	-------	-------

別表農業大学校の項を削り、同表花と緑の振興センターの項を次のように改める。

花と緑の振興センター	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
------------	-------	-------	-------	-------	-------

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。